

議案第38号

鳥取県行政財産使用料条例等の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県行政財産使用料条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成31年2月12日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県行政財産使用料条例等の一部を改正する条例

（鳥取県行政財産使用料条例の一部改正）

第1条 鳥取県行政財産使用料条例（昭和39年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

--	--

改正後

別表（第2条関係）

- 1 略
- 2 建物その他の工作物

区分		使用料		
		単位	金額	
略				
その他の場合	県庁舎	講堂	1時間	2,790円
		略	略	
	略		1時間	8,090円
	プール			
略				

備考

- 1～4 略
- 5 「基準額」とは、使用する土地の1平方メートル当たりの価格（許可の日の属する年度の前年度の初日における路線価、固定資産税評価額等を勘案して知事が別に定める額をいう。以下同じ。）に1000分の56を乗じて得た額（土地の使用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規

改正前

別表（第2条関係）

- 1 略
- 2 建物その他の工作物

区分		使用料		
		単位	金額	
略				
その他の場合	県庁舎	講堂	1時間	2,740円
		略	略	
	略		1時間	7,940円
	プール			
略				

備考

- 1～4 略
- 5 「基準額」とは、使用する土地の1平方メートル当たりの価格（許可の日の属する年度の前年度の初日における路線価、固定資産税評価額等を勘案して知事が別に定める額をいう。以下同じ。）に1000分の56を乗じて得た額（土地の使用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規

定により非課税とされるもの以外のものにあつては、使用する土地の1平方メートル当たりの価格に10万分の6160を乗じて得た額)をいう。

6 略

7 1月以上建物を使用させる場合の使用料の額は、使用面積1平方メートルにつき、次のとおりとする。この場合において、使用期間に1月未満の端数があるときは、日割りをもつて計算するものとする。

(1) 県庁舎等 1月につき1,030円

(2) 非木造の建物(県庁舎等を除く。) 1月につき830円

(3) 略

8~10 略

定により非課税とされるもの以外のものにあつては、使用する土地の1平方メートル当たりの価格に10万分の6048を乗じて得た額)をいう。

6 略

7 1月以上建物を使用させる場合の使用料の額は、使用面積1平方メートルにつき、次のとおりとする。この場合において、使用期間に1月未満の端数があるときは、日割りをもつて計算するものとする。

(1) 県庁舎等 1月につき1,010円

(2) 非木造の建物(県庁舎等を除く。) 1月につき820円

(3) 略

8~10 略

(鳥取県保健所条例の一部改正)

第2条 鳥取県保健所条例(平成12年鳥取県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
---	---	---	---	---	---

(使用料等の徴収)

第3条 次の各号に掲げる保健所の施設の利用又は保健所において行う業務については、当該各号に定める額の使用料又は手数料を徴収する。

- (1) 平成20年厚生労働省告示第59号（診療報酬の算定方法）別表第1 医科診療報酬点数表又は別表第2 歯科診療報酬点数表（以下「点数表」という。）に掲げる検査 1件につき点数表により算定した額に、1,000分の880を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

(2)・(3) 略

(使用料等の徴収)

第3条 次の各号に掲げる保健所の施設の利用又は保健所において行う業務については、当該各号に定める額の使用料又は手数料を徴収する。

- (1) 平成20年厚生労働省告示第59号（診療報酬の算定方法）別表第1 医科診療報酬点数表又は別表第2 歯科診療報酬点数表（以下「点数表」という。）に掲げる検査 1件につき点数表により算定した額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされる検査にあつては10分の8を、それ以外の検査にあつては1,000分の864を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

(2)・(3) 略

(鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(障害児入所施設及び児童発達支援センターにおける使用料等の徴収)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 鳥取県立総合療育センター（以下「総合療育センター」という。）の利用については、次に定める額の使用料を徴収する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 健康保険法（大正11年法律第70号）その他の法律に基づく給付の対象となる医療に係る利用にあつては、同法第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）の規定による厚生労働大臣の定め及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準並びに健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項（同法第149条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項及び第75条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準（以下この条において「診療報酬の算定方法」という。）により算定した額。ただし、消費税法（昭和63年法律</p>	<p>(障害児入所施設及び児童発達支援センターにおける使用料等の徴収)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 鳥取県立総合療育センター（以下「総合療育センター」という。）の利用については、次に定める額の使用料を徴収する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 健康保険法（大正11年法律第70号）その他の法律に基づく給付の対象となる医療に係る利用にあつては、同法第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）の規定による厚生労働大臣の定め及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準並びに健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項（同法第149条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項及び第75条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準（以下この条において「診療報酬の算定方法」という。）により算定した額。ただし、消費税法（昭和63年法律</p>

第108号) 第6条第1項の規定により非課税とされる資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に係る利用にあつては、診療報酬の算定方法により算定した額に100分の110を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

(5) 略

(6) 予防接種又は虫歯予防フッ素塗布にあつては、診療報酬の算定方法に準じて算定した額に100分の110を乗じて得た額を勘案して規則で定める額

3 鳥取県立鳥取療育園(以下「鳥取療育園」という。)及び鳥取県立中部療育園(以下「中部療育園」という。)の利用については、次に定める額の使用料を徴収する。

(1) 略

(2) 健康保険法その他の法律に基づく給付の対象となる医療に係る利用にあつては、診療報酬の算定方法により算定した額。ただし、消費税法第6条第1項の規定により非課税とされる資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に係る利用にあつては、診療報酬の算定方法により算定した額に100分の110を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

第108号) 第6条第1項の規定により非課税とされる資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に係る利用にあつては、診療報酬の算定方法により算定した額に100分の108を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

(5) 略

(6) 予防接種又は虫歯予防フッ素塗布にあつては、診療報酬の算定方法に準じて算定した額に100分の108を乗じて得た額を勘案して規則で定める額

3 鳥取県立鳥取療育園(以下「鳥取療育園」という。)及び鳥取県立中部療育園(以下「中部療育園」という。)の利用については、次に定める額の使用料を徴収する。

(1) 略

(2) 健康保険法その他の法律に基づく給付の対象となる医療に係る利用にあつては、診療報酬の算定方法により算定した額。ただし、消費税法第6条第1項の規定により非課税とされる資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に係る利用にあつては、診療報酬の算定方法により算定した額に100分の108を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

(3) 略

(4) 予防接種にあっては、診療報酬の算定方法に準じて算定した額に100分の110を乗じて得た額を勘案して規則で定める額

4～6 略

別表第1（第4条関係）

区分	金額
健康診断	1件につき <u>4,730円</u>
死体検案	1件につき <u>10,230円</u>
変死体検案	1件につき <u>18,480円</u>
死後処置	1件につき <u>4,400円</u>
生命保険等に係る個別面談	1件につき <u>5,830円</u>

別表第2（第4条関係）

区分	金額
普通診断書	1通につき <u>2,090円</u>
健康診断書	1通につき <u>2,090円</u>
死亡診断書	1通につき <u>2,310円</u>
年金障がい診断書	1通につき <u>5,500円</u>
身体障害者手帳診断書・意見	1通につき <u>5,500円</u>

(3) 略

(4) 予防接種にあっては、診療報酬の算定方法に準じて算定した額に100分の108を乗じて得た額を勘案して規則で定める額

4～6 略

別表第1（第4条関係）

区分	金額
健康診断	1件につき <u>4,640円</u>
死体検案	1件につき <u>10,040円</u>
変死体検案	1件につき <u>18,140円</u>
死後処置	1件につき <u>4,320円</u>
生命保険等に係る個別面談	1件につき <u>5,720円</u>

別表第2（第4条関係）

区分	金額
普通診断書	1通につき <u>2,050円</u>
健康診断書	1通につき <u>2,050円</u>
死亡診断書	1通につき <u>2,260円</u>
年金障がい診断書	1通につき <u>5,400円</u>
身体障害者手帳診断書・意見	1通につき <u>5,400円</u>

書	
精神障害者手帳診断書	1 通につき <u>5,500円</u>
自動車損害賠償責任保険後遺障害診断書	1 通につき <u>5,500円</u>
生命保険金受領診断書	1 通につき <u>5,830円</u>
死体検案書	1 通につき <u>4,290円</u>
変死体検案書	1 通につき <u>4,290円</u>
通院入院証明書	1 通につき <u>2,090円</u>
診療明細書（保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）第5条の2第1項に規定する領収証の交付に併せて同条第2項の当該費用の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書として交付するものを除く。）	1 通につき <u>440円</u>
通院入院証明書及び診療明細書以外の証明書（医師の記載が必要なものに限る。）	1 通につき <u>2,090円</u>
通院入院証明書及び診療明細書以外の証明書（医師の記載が必要なものを除く。）	1 通につき <u>1,100円</u>
略	

書	
精神障害者手帳診断書	1 通につき <u>5,400円</u>
自動車損害賠償責任保険後遺障害診断書	1 通につき <u>5,400円</u>
生命保険金受領診断書	1 通につき <u>5,720円</u>
死体検案書	1 通につき <u>4,210円</u>
変死体検案書	1 通につき <u>4,210円</u>
通院入院証明書	1 通につき <u>2,050円</u>
診療明細書（保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）第5条の2第1項に規定する領収証の交付に併せて同条第2項の当該費用の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書として交付するものを除く。）	1 通につき <u>430円</u>
通院入院証明書及び診療明細書以外の証明書（医師の記載が必要なものに限る。）	1 通につき <u>2,050円</u>
通院入院証明書及び診療明細書以外の証明書（医師の記載が必要なものを除く。）	1 通につき <u>1,080円</u>
略	

(鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例(平成14年鳥取県条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第2(第7条関係)			別表第2(第7条関係)		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
1 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の試験			1 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の試験		
(1) 規格試験			(1) 規格試験		
ア 前処理の必要がないもの又は前処理として溶媒に溶解するもの、試薬の添加を行うもの、蒸発乾固を行うものその他これに類する程度の前処理を行うもの	1件につき	<u>16,600円</u>	ア 前処理の必要がないもの又は前処理として溶媒に溶解するもの、試薬の添加を行うもの、蒸発乾固を行うものその他これに類する程度の前処理を行うもの	1件につき	<u>16,563円</u>
イ その他のもの	1件につき	<u>37,900円</u>	イ その他のもの	1件につき	<u>37,571円</u>
(2) 成分試験			(2) 成分試験		
ア 前処理の必要がないもの又は前処理として溶媒に溶解するものその他これに類する程度の前処理を行うもの	1成分につき	<u>5,100円</u>	ア 前処理の必要がないもの又は前処理として溶媒に溶解するものその他これに類する程度の前処理を行うもの	1成分につき	<u>5,053円</u>
イ 前処理として試薬の添加を	1成分につき	<u>13,200円</u>	イ 前処理として試薬の添加を	1成分につき	<u>13,198円</u>

行うもの、蒸発乾固を行うもの のその他これに類する程度の 前処理を行うもの ウ その他のもの	1 成分につき	23,600円
2 ウイルス検査 分離同定検査	1 種目につき	16,400円
略		

行うもの、蒸発乾固を行うもの のその他これに類する程度の 前処理を行うもの ウ その他のもの	1 成分につき	23,523円
2 ウイルス検査 分離同定検査	1 種目につき	16,206円
略		

(鳥取県都市公園条例の一部改正)

第5条 鳥取県都市公園条例（昭和54年鳥取県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第5（第14条関係）				別表第5（第14条関係）			
区分	単位	使用料		区分	単位	使用料	
		金額				金額	
		非課税と される公 園施設の 設置等	非課税と される公 園施設の 設置等以			非課税と される公 園施設の 設置等	非課税と される公 園施設の 設置等以

				外の設置等
法第5条第1項の許可	公園施設の設置	1平方メートルにつき 1年	1,050円	<u>1,155円</u>
	公園施設の管理	略 その他の場合	1平方メートルにつき 1月	<u>1,380円</u>
法第6条第1項又は第3項の許可	電柱又は電柱の支線若しくは支柱	1本につき 1年	1,500円	<u>1,650円</u>
	送電塔	1平方メートルにつき 1年	900円	<u>990円</u>
	略			
	水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.1メートル未満のもの	1メートルにつき1年	75円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	1メートルにつき1年	110円	<u>121円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	1メートルにつき1年	150円	<u>165円</u>

				外の設置等
法第5条第1項の許可	公園施設の設置	1平方メートルにつき 1年	1,050円	<u>1,134円</u>
	公園施設の管理	略 その他の場合	1平方メートルにつき 1月	<u>1,360円</u>
法第6条第1項又は第3項の許可	電柱又は電柱の支線若しくは支柱	1本につき 1年	1,500円	<u>1,620円</u>
	送電塔	1平方メートルにつき 1年	900円	<u>972円</u>
	略			
	水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.1メートル未満のもの	1メートルにつき1年	75円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	1メートルにつき1年	110円	<u>118円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	1メートルにつき1年	150円	<u>162円</u>

外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	1メートルにつき1年	300円	<u>330円</u>
外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	1メートルにつき1年	760円	<u>836円</u>
外径が1メートル以上のもの	1メートルにつき1年	1,370円	<u>1,507円</u>
ハンドホール又はマンホール	1個につき1年	3,370円	<u>3,707円</u>
郵便差出箱又は信書便差出箱	1個につき1年	460円	<u>506円</u>
公衆電話所	1個につき1年	1,500円	<u>1,650円</u>
略			
標識	1本につき1年	1,500円	<u>1,650円</u>
その他のもの	1平方メートルにつき1年	1,050円	<u>1,155円</u>
	略		

外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	1メートルにつき1年	300円	<u>324円</u>
外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	1メートルにつき1年	760円	<u>820円</u>
外径が1メートル以上のもの	1メートルにつき1年	1,370円	<u>1,479円</u>
ハンドホール又はマンホール	1個につき1年	3,370円	<u>3,639円</u>
郵便差出箱又は信書便差出箱	1個につき1年	460円	<u>496円</u>
公衆電話所	1個につき1年	1,500円	<u>1,620円</u>
略			
標識	1本につき1年	1,500円	<u>1,620円</u>
その他のもの	1平方メートルにつき1年	1,050円	<u>1,134円</u>
	略		

略
備考 略

略
備考 略

(鳥取県公衆浴場法施行条例の一部改正)

第6条 鳥取県公衆浴場法施行条例(昭和32年鳥取県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(手数料の徴収) 第7条 法第2条第1項の許可については、1件につき <u>23,000円</u> の手数料を徴収する。	(手数料の徴収) 第7条 法第2条第1項の許可については、1件につき <u>22,000円</u> の手数料を徴収する。

(鳥取県食品衛生条例の一部改正)

第7条 鳥取県食品衛生条例(平成12年鳥取県条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

別表第3（第6条関係）

- (1) 略
- (2) 喫茶店営業 1件につき11,500円
- (3) 菓子製造業 1件につき15,700円
- (4) あん類製造業 1件につき15,700円
- (5) アイスクリーム類製造業 1件につき15,700円
- (6)～(8) 略
- (9) 集乳業 1件につき11,500円
- (10) 乳類販売業 1件につき11,500円
- (11) 略
- (12) 食肉販売業 1件につき11,500円
- (13) 略
- (14) 魚介類販売業 1件につき11,500円
- (15)～(19) 略
- (20) 乳酸菌飲料製造業 1件につき15,700円
- (21) 略
- (22) 冰雪販売業 1件につき15,700円
- (23)～(28) 略
- (29) 豆腐製造業 1件につき15,700円
- (30) 納豆製造業 1件につき15,700円

別表第3（第6条関係）

- (1) 略
- (2) 喫茶店営業 1件につき10,500円
- (3) 菓子製造業 1件につき15,400円
- (4) あん類製造業 1件につき15,400円
- (5) アイスクリーム類製造業 1件につき15,400円
- (6)～(8) 略
- (9) 集乳業 1件につき10,500円
- (10) 乳類販売業 1件につき10,500円
- (11) 略
- (12) 食肉販売業 1件につき10,500円
- (13) 略
- (14) 魚介類販売業 1件につき10,500円
- (15)～(19) 略
- (20) 乳酸菌飲料製造業 1件につき15,400円
- (21) 略
- (22) 冰雪販売業 1件につき15,400円
- (23)～(28) 略
- (29) 豆腐製造業 1件につき15,400円
- (30) 納豆製造業 1件につき15,400円

(31) めん類製造業 1件につき15,700円

(32)～(34) 略

(31) めん類製造業 1件につき15,400円

(32)～(34) 略

(鳥取県建築基準法施行条例の一部改正)

第8条 鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																												
別表第3（第13条関係）	別表第3（第13条関係）																												
<table border="1"><thead><tr><th>事務</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>2 法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定に基づく建築設備の確認</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>5 法第87条の4において準用する法第7条第4項の規定に基づく建築設備の検査</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>7 法第7条の6第1項第1号又は第</td><td>略</td></tr></tbody></table>	事務	金額	略		2 法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定に基づく建築設備の確認	略	略		5 法第87条の4において準用する法第7条第4項の規定に基づく建築設備の検査	略	略		7 法第7条の6第1項第1号又は第	略	<table border="1"><thead><tr><th>事務</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>2 法第87条の2において準用する法第6条第1項の規定に基づく建築設備の確認</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>5 法第87条の2において準用する法第7条第4項の規定に基づく建築設備の検査</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>7 法第7条の6第1項第1号又は第</td><td>略</td></tr></tbody></table>	事務	金額	略		2 法第87条の2において準用する法第6条第1項の規定に基づく建築設備の確認	略	略		5 法第87条の2において準用する法第7条第4項の規定に基づく建築設備の検査	略	略		7 法第7条の6第1項第1号又は第	略
事務	金額																												
略																													
2 法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定に基づく建築設備の確認	略																												
略																													
5 法第87条の4において準用する法第7条第4項の規定に基づく建築設備の検査	略																												
略																													
7 法第7条の6第1項第1号又は第	略																												
事務	金額																												
略																													
2 法第87条の2において準用する法第6条第1項の規定に基づく建築設備の確認	略																												
略																													
5 法第87条の2において準用する法第7条第4項の規定に基づく建築設備の検査	略																												
略																													
7 法第7条の6第1項第1号又は第	略																												

2号（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく認定

略

13 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可	1件につき180,000円
--	---------------

13の2 法第48条第16項第1号の規定に基づく特例許可	1件につき110,000円
------------------------------	---------------

13の3 法第48条第16項第2号の規定に基づく特例許可	1件につき140,000円
------------------------------	---------------

略

15の2 法第53条第4項又は第5項の規定に基づく許可	略
-----------------------------	---

16 法第53条第6項第3号の規定に基づく許可	
-------------------------	--

略

2号（法第87条の2第1項又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく認定

略

13 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可	1件につき180,000円
--	---------------

略

15の2 法第53条第4項の規定に基づく許可	略
------------------------	---

16 法第53条第5項第3号の規定に基づく許可	
-------------------------	--

略

32 法第85条第5項の規定に基づく許可	1件につき120,000円
32の2 法第85条第6項の規定に基づく許可	1件につき160,000円
略	
38 法第86条の8第1項又は第3項の規定に基づく認定	1件につき27,000円
39 法第87条の2第1項の規定に基づく認定	1件につき27,000円
40 法第87条の3第5項の規定に基づく許可	1件につき120,000円
41 法第87条の3第6項の規定に基づく許可	1件につき160,000円

備考 略

32 法第85条第5項の規定に基づく許可	1件につき120,000円
略	
38 法第86条の8第1項又は第3項の規定に基づく認定	1件につき27,000円

備考 略

(鳥取県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域等を定める条例の一部改正)

第9条 鳥取県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域等を定める条例（昭和47年鳥取県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前

(手数料の徴収)

第3条 衛生所において行う次の各号に掲げる業務（法令の規定に基づいて行うもの及び鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）第2条第1項各号に掲げるものを除く。）については、申請その他の行為により当該業務をすることを求める者から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手料を徴収する。

(1) 略

(2) 病性鑑定後の家畜等の死体の焼却 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 牛及び馬	
(1) 月齢が満24月以上のもの	1頭につき <u>30,000円</u>
(2) 月齢が満12月以上満24月未満のもの	1頭につき <u>15,000円</u>
(3) 月齢が満12月未満のもの	1頭につき <u>2,500円</u>
2 豚	
(1) 月齢が満18月以上のもの	1頭につき <u>10,000円</u>
(2) 月齢が満6月以上満18月未満のもの	1頭につき <u>5,000円</u>
(3) 月齢が満2月以上満6月未満のもの	1頭につき <u>1,000円</u>
3 山羊、羊及び鹿	
(1) 月齢が満6月以上のもの	1頭につき <u>5,000円</u>

(手数料の徴収)

第3条 衛生所において行う次の各号に掲げる業務（法令の規定に基づいて行うもの及び鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）第2条第1項各号に掲げるものを除く。）については、申請その他の行為により当該業務をすることを求める者から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手料を徴収する。

(1) 略

(2) 病性鑑定後の家畜等の死体の焼却 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 牛及び馬	
(1) 月齢が満24月以上のもの	1頭につき <u>29,400円</u>
(2) 月齢が満12月以上満24月未満のもの	1頭につき <u>14,700円</u>
(3) 月齢が満12月未満のもの	1頭につき <u>2,400円</u>
2 豚	
(1) 月齢が満18月以上のもの	1頭につき <u>9,800円</u>
(2) 月齢が満6月以上満18月未満のもの	1頭につき <u>4,900円</u>
(3) 月齢が満2月以上満6月未満のもの	1頭につき <u>980円</u>
3 山羊、羊及び鹿	
(1) 月齢が満6月以上のもの	1頭につき <u>4,900円</u>

(2) 月齢が満2月以上満6月未満のもの	1頭につき <u>1,000円</u>
4 その他のもの	1キログラム(1キログラム未満の端数があるときは、1キログラムとして計算する。)につき <u>50円</u>

(2) 月齢が満2月以上満6月未満のもの	1頭につき <u>980円</u>
4 その他のもの	1キログラム(1キログラム未満の端数があるときは、1キログラムとして計算する。)につき <u>49円</u>

(3) 略

(3) 略

(鳥取県林業試験場手数料等徴収条例の一部改正)

第10条 鳥取県林業試験場手数料等徴収条例(平成8年鳥取県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表(第3条関係)			別表(第3条関係)		
1 試験手数料			1 試験手数料		
	区分	金額(1件)		区分	金額(1件)
(1) 強度試験	ア 曲げ試験、引張試験又は圧縮試験	<u>2,540円</u> に1試験片につき <u>980円</u> を加算した金額	(1) 強度試験	ア 曲げ試験、引張試験又は圧縮試験	<u>2,430円</u> に1試験片につき <u>930円</u> を加算した金額
	イ 壁状構造物試験	<u>3,280円</u> に1試験片につき		イ 壁状構造物試験	<u>3,120円</u> に1試験片につき

		<u>11,110円</u> を加算した金額
(2) 実大強度試験	ア 曲げ試験	<u>6,300円</u> に1試験片につき <u>3,950円</u> を加算した金額
	イ 引張試験又は圧縮試験	<u>12,350円</u> に1試験片につき <u>4,890円</u> を加算した金額
(3) 接着強度試験		<u>2,540円</u> に1試験片につき <u>980円</u> を加算した金額
(4) 環境試験	ア 燃焼試験	<u>16,460円</u> に1試験片につき <u>8,160円</u> を加算した金額
	イ 含水率試験	<u>3,270円</u> に1試験片につき <u>430円</u> を加算した金額
略		

2 略

3 機械器具使用料

区分	金額
小型強度試験機	1時間につき <u>260円</u>
パネル強度試験機	1時間につき <u>430円</u>
実大強度試験機	1時間につき <u>1,600円</u>
恒温器	1時間につき <u>150円</u>
略	

		<u>10,600円</u> を加算した金額
(2) 実大強度試験	ア 曲げ試験	<u>6,190円</u> に1試験片につき <u>3,880円</u> を加算した金額
	イ 引張試験又は圧縮試験	<u>12,120円</u> に1試験片につき <u>4,800円</u> を加算した金額
(3) 接着強度試験		<u>2,430円</u> に1試験片につき <u>930円</u> を加算した金額
(4) 環境試験	ア 燃焼試験	<u>16,160円</u> に1試験片につき <u>8,020円</u> を加算した金額
	イ 含水率試験	<u>3,760円</u> に1試験片につき <u>400円</u> を加算した金額
略		

2 略

3 機械器具使用料

区分	金額
小型強度試験機	1時間につき <u>240円</u>
パネル強度試験機	1時間につき <u>410円</u>
実大強度試験機	1時間につき <u>1,570円</u>
恒温器	1時間につき <u>140円</u>
略	

(鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部改正)

第11条 鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例(昭和39年鳥取県条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表(第2条の2、第39条関係)				別表(第2条の2、第39条関係)			
区分		使用料		区分		使用料	
		単位	金額			単位	金額
卸売業務施設	略			卸売業務施設	略		
	仲卸業務のための利用	使用面積1平方メートルにつき1月	1,330円		仲卸業務のための利用	使用面積1平方メートルにつき1月	1,330円
					仕立場のための利用	使用面積1平方メートルにつき1月	1,330円
略				略			
海水供給施設	略			海水供給施設	略		
	海水を市場外に持ち出す場合	給水量1立方メートルにつき	75円		海水を市場外に持ち出す場合	給水量1立方メートルにつき	75円
冷海水供給施設		給水量1立方メートルにつき	980円				
シャーベットアイス供給施設		給水量1立方メートルにつき	2,757円				

冷蔵庫	使用面積1平方メートルにつき1月	158円
固定式活魚水槽	1区画につき1月	66,156円
シャワー	1人1回につき	200円
略		

備考

1～7 略

8 給水量若しくは給水量が1立方メートル未満のとき、又は給水量若しくは給水量に1立方メートル未満の端数があるときは、1立方メートルとして計算するものとする。

9・10 略

シャワー	1人1回につき	200円
事務室	使用面積1平方メートルにつき1月	1,770円
略		

備考

1～7 略

8 給水量が1立方メートル未満のとき、又は給水量に1立方メートル未満の端数があるときは、1立方メートルとして計算するものとする。

9・10 略

第12条 鳥取県宮境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条の2、第39条関係）			別表（第2条の2、第39条関係）		
区分	使用料		区分	使用料	
	単位	金額		単位	金額

卸売業	略		
務施設	水産物の荷さばきのための利用	生鮮水産物 1 箱又は20キログラムにつき	<u>8 円80銭</u>
		加工水産物20キログラムにつき	<u>44円</u>
	仲卸業務のための利用	使用面積 1 平方メートルにつき 1 月	<u>830円</u>
略			
	詰所	使用面積 1 平方メートルにつき 1 月	<u>830円</u>
	小型区画駐車場	1 区画 (11. 25平方メートル) につき 1 月	<u>2, 300円</u>
	中型区画駐車場	1 区画 (27. 0平方メートル) につき 1 月	<u>4, 800円</u>
	大型区画駐車場	1 区画 (42. 25平方メートル) につき 1 月	<u>7, 300円</u>
海水供給施設	海水を市場内で使用する場合	給水量 1 立方メートルにつき	<u>151円</u>
	海水を市場外に持ち出す場合	給水量 1 立方メートルにつき	<u>79円</u>
	冷海水供給施設	給水量 1 立方メートルにつき	<u>998円</u>
	シャーベットアイス供給施設	給氷量 1 立方メートルにつき	<u>2, 808円</u>

卸売業	略		
務施設	水産物の荷さばきのための利用	生鮮水産物 1 箱又は20キログラムにつき	<u>8 円60銭</u>
		加工水産物20キログラムにつき	<u>43円20銭</u>
	仲卸業務のための利用	使用面積 1 平方メートルにつき 1 月	<u>1, 330円</u>
略			
	詰所	使用面積 1 平方メートルにつき 1 月	<u>1, 330円</u>
	小型区画駐車場	1 区画 (11. 25平方メートル) につき 1 月	<u>2, 200円</u>
	中型区画駐車場	1 区画 (27. 0平方メートル) につき 1 月	<u>4, 700円</u>
	大型区画駐車場	1 区画 (42. 25平方メートル) につき 1 月	<u>7, 100円</u>
海水供給施設	海水を市場内で使用する場合	給水量 1 立方メートルにつき	<u>148円</u>
	海水を市場外に持ち出す場合	給水量 1 立方メートルにつき	<u>75円</u>
	冷海水供給施設	給水量 1 立方メートルにつき	<u>980円</u>
	シャーベットアイス供給施設	給氷量 1 立方メートルにつき	<u>2, 757円</u>

冷蔵庫	使用面積 1 平方メートル につき 1 月	<u>161円</u>
固定式活魚水槽	1 区画につき 1 月	<u>67,381円</u>
略		
関係事業者施設用地	使用面積 1 平方メートル につき 1 年	993円（消費税法 （昭和63 年法律第 108号） 第6条第 1項の規 定により 非課税と される 利用以外 の利用に あつては、 <u>1,092円</u> ）

備考 略

冷蔵庫	使用面積 1 平方メートル につき 1 月	<u>158円</u>
固定式活魚水槽	1 区画につき 1 月	<u>66,156円</u>
略		
関係事業者施設用地	使用面積 1 平方メートル につき 1 年	993円（消費税法 （昭和63 年法律第 108号） 第6条第 1項の規 定により 非課税と される 利用以外 の利用に あつては、 <u>1,072円</u> ）

備考 略

（鳥取県国有地使用料徴収条例の一部改正）

第13条 鳥取県国有地使用料徴収条例（平成12年鳥取県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

別表（第2条関係）

1 占用料

区分		単位	占用料			
			金額			
			非課税とされる占用		非課税とされる占用以外の占用	
		市の区域	町村の区域	市の区域	町村の区域	
工作物の設置を伴うもの	第1種電柱	1本につき1年	630円	530円	<u>693円</u>	<u>583円</u>
	第2種電柱		970円	820円	<u>1,067円</u>	<u>902円</u>
	第3種電柱		1,300円	1,100円	<u>1,430円</u>	<u>1,210円</u>
	その他の柱類		56円	48円	<u>61円</u>	<u>52円</u>
塔類	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000円	1,000円	<u>2,200円</u>	<u>1,100円</u>

改正前

別表（第2条関係）

1 占用料

区分		単位	占用料			
			金額			
			非課税とされる占用		非課税とされる占用以外の占用	
		市の区域	町村の区域	市の区域	町村の区域	
工作物の設置を伴うもの	第1種電柱	1本につき1年	630円	530円	<u>680円</u>	<u>572円</u>
	第2種電柱		970円	820円	<u>1,047円</u>	<u>885円</u>
	第3種電柱		1,300円	1,100円	<u>1,404円</u>	<u>1,188円</u>
	その他の柱類		56円	48円	<u>60円</u>	<u>51円</u>
塔類	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000円	1,000円	<u>2,160円</u>	<u>1,080円</u>

		その 他の 塔	占用面積 1 平方 メートル につき1 年	1,100円	950円	<u>1,210円</u>	<u>1,045円</u>
水管、 下水道 管、 ガス 管その 他の 管 類	外径 が 0.4 メー トル 未満 のもの	長さ 1 メートル につき1 年	130円	110円	<u>143円</u>	<u>121円</u>	
	外径 が 0.4 メー トル 以上 1 メー トル 未満 のもの		340円	290円	<u>374円</u>	<u>319円</u>	
	外径 が1		670円	570円	<u>737円</u>	<u>627円</u>	
		その 他の 塔	占用面積 1 平方 メートル につき1 年	1,100円	950円	<u>1,188円</u>	<u>1,026円</u>
水管、 下水道 管、 ガス 管その 他の 管 類	外径 が 0.4 メー トル 未満 のもの	長さ 1 メートル につき1 年	130円	110円	<u>140円</u>	<u>118円</u>	
	外径 が 0.4 メー トル 以上 1 メー トル 未満 のもの		340円	290円	<u>367円</u>	<u>313円</u>	
	外径 が1		670円	570円	<u>723円</u>	<u>615円</u>	

	メートル以上のもの					
標識	1本につき1年	900円	760円	<u>990円</u>	<u>836円</u>	
看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000円	1,000円	<u>2,200円</u>	<u>1,100円</u>	
通路（橋を含む。）	占用面積1平方メートルにつき1年	110円	70円	<u>121円</u>	<u>77円</u>	
略						
建物	占用面積	190円	130円	<u>209円</u>	<u>143円</u>	
その他の工作物	1平方メートルにつき1年	190円	130円	<u>209円</u>	<u>143円</u>	
工作物の	略	略				
	その他のもの	1平方メートルにつき1	90円	60円	<u>99円</u>	<u>66円</u>

	メートル以上のもの					
標識	1本につき1年	900円	760円	<u>972円</u>	<u>820円</u>	
看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000円	1,000円	<u>2,160円</u>	<u>1,080円</u>	
通路（橋を含む。）	占用面積1平方メートルにつき1年	110円	70円	<u>118円</u>	<u>75円</u>	
略						
建物	占用面積	190円	130円	<u>205円</u>	<u>140円</u>	
その他の工作物	1平方メートルにつき1年	190円	130円	<u>205円</u>	<u>140円</u>	
工作物の	略	略				
	その他のもの	1平方メートルにつき1	90円	60円	<u>97円</u>	<u>64円</u>

設置を伴わないもの	年				

2 採取料

区分	採取料	
	単位	金額
土砂	1立方メートルにつき	<u>110円</u>
砂利（かき込み砂利を含む。）		<u>154円</u>
栗石		<u>154円</u>
転石	1個につき	<u>110円</u> に長径が50センチメートルを超える20センチメートルまでごとに <u>110円</u> を加算した金額
略		

備考 略

設置を伴わないもの	年				

2 採取料

区分	採取料	
	単位	金額
土砂	1立方メートルにつき	<u>108円</u>
砂利（かき込み砂利を含む。）		<u>151円</u>
栗石		<u>151円</u>
転石	1個につき	<u>108円</u> に長径が50センチメートルを超える20センチメートルまでごとに <u>108円</u> を加算した金額
略		

備考 略

(鳥取県道路占用料等徴収条例の一部改正)

第14条 鳥取県道路占用料等徴収条例(昭和28年鳥取県条例第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後							改 正 前						
別表(第2条関係)							別表(第2条関係)						
区分		単位	占用料				区分		単位	占用料			
			金額							金額			
			非課税とされる占用		非課税とされる占用以外の占用					非課税とされる占用		非課税とされる占用以外の占用	
			市の区域	町村の区域	市の区域	町村の区域				市の区域	町村の区域	市の区域	町村の区域
法第32条第1項第	第1種電柱	1本につき1年	630円	530円	<u>693円</u>	<u>583円</u>	法第32条第1項第	第1種電柱	1本につき1年	630円	530円	<u>680円</u>	<u>572円</u>
	第2種電柱		970円	820円	<u>1,067円</u>	<u>902円</u>		第2種電柱		970円	820円	<u>1,047円</u>	<u>885円</u>
	第3種電柱		1,300円	1,100円	<u>1,430円</u>	<u>1,210円</u>		第3種電柱		1,300円	1,100円	<u>1,404円</u>	<u>1,188円</u>
	第1種電		560円	480円	<u>616円</u>	<u>528円</u>		第1種電		560円	480円	<u>604円</u>	<u>518円</u>

1 号 に 掲 げ る 工 作 物	話柱					
	第2種電 話柱		900円	760円	<u>990円</u>	<u>836円</u>
	第3種電 話柱		1,200円	1,000円	<u>1,320円</u>	<u>1,100円</u>
	その他の 柱類		56円	48円	<u>61円</u>	<u>52円</u>
	略					
	路上に設 ける変圧 器	1個につ き1年	550円	470円	<u>605円</u>	<u>517円</u>
	地下に設 ける変圧 器	占用面積 1平方 メートル につき1 年	340円	290円	<u>374円</u>	<u>319円</u>
	変圧塔そ の他これ に類する もの及び 公衆電話 所	1個につ き1年	1,100円	950円	<u>1,210円</u>	<u>1,045円</u>
	郵便差出 箱及び信 書便差出 箱		470円	400円	<u>517円</u>	<u>440円</u>

1 号 に 掲 げ る 工 作 物	話柱					
	第2種電 話柱		900円	760円	<u>972円</u>	<u>820円</u>
	第3種電 話柱		1,200円	1,000円	<u>1,296円</u>	<u>1,080円</u>
	その他の 柱類		56円	48円	<u>60円</u>	<u>51円</u>
	略					
	路上に設 ける変圧 器	1個につ き1年	550円	470円	<u>594円</u>	<u>507円</u>
	地下に設 ける変圧 器	占用面積 1平方 メートル につき1 年	340円	290円	<u>367円</u>	<u>313円</u>
	変圧塔そ の他これ に類する もの及び 公衆電話 所	1個につ き1年	1,100円	950円	<u>1,188円</u>	<u>1,026円</u>
	郵便差出 箱及び信 書便差出 箱		470円	400円	<u>507円</u>	<u>432円</u>

法第32条第1項第2号に掲げる物件	広告塔	表示面積 1平方メートルにつき1年	2,000円	1,000円	<u>2,200円</u>	<u>1,100円</u>
	その他のもの	占用面積 1平方メートルにつき1年	1,100円	950円	<u>1,210円</u>	<u>1,045円</u>
	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	24円	20円	<u>26円</u>	<u>22円</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		34円	29円	<u>37円</u>	31円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		51円	43円	<u>56円</u>	<u>47円</u>

法第32条第1項第2号に掲げる物件	広告塔	表示面積 1平方メートルにつき1年	2,000円	1,000円	<u>2,160円</u>	<u>1,080円</u>
	その他のもの	占用面積 1平方メートルにつき1年	1,100円	950円	<u>1,188円</u>	<u>1,026円</u>
	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	24円	20円	<u>25円</u>	<u>21円</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		34円	29円	<u>36円</u>	31円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		51円	43円	<u>55円</u>	<u>46円</u>

外 径 が 0.15メー トル以上 0.2メー トル未満 のもの	67円	57円	<u>73円</u>	<u>62円</u>
外 径 が 0.2メー トル以上 0.3メー トル未満 のもの	100円	86円	<u>110円</u>	<u>94円</u>
外 径 が 0.3メー トル以上 0.4メー トル未満 のもの	130円	110円	<u>143円</u>	<u>121円</u>
外 径 が 0.4メー トル以上 0.7メー トル未満 のもの	240円	200円	<u>264円</u>	<u>220円</u>
外 径 が 0.7メー トル以上	340円	290円	<u>374円</u>	<u>319円</u>

外 径 が 0.15メー トル以上 0.2メー トル未満 のもの	67円	57円	<u>72円</u>	<u>61円</u>
外 径 が 0.2メー トル以上 0.3メー トル未満 のもの	100円	86円	<u>108円</u>	<u>92円</u>
外 径 が 0.3メー トル以上 0.4メー トル未満 のもの	130円	110円	<u>140円</u>	<u>118円</u>
外 径 が 0.4メー トル以上 0.7メー トル未満 のもの	240円	200円	<u>259円</u>	<u>216円</u>
外 径 が 0.7メー トル以上	340円	290円	<u>367円</u>	<u>313円</u>

1メートル未満のもの					
外径が1メートル以上のもの		670円	570円	<u>737円</u>	<u>627円</u>
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積 1平方メートルにつき1年	1,100円	950円	<u>1,210円</u>	<u>1,045円</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室の階数が1のもの 階数が2のもの 階数が3以上のもの	Aに0.004を乗じて得た額		Aに <u>0.0044</u> を乗じて得た額	
		Aに0.006を乗じて得た額		Aに <u>0.0066</u> を乗じて得た額	
		Aに0.008を乗じて得た額		Aに <u>0.0088</u> を乗じて得た額	
上空に設ける通路		1,000円	510円	<u>1,100円</u>	<u>561円</u>

1メートル未満のもの					
外径が1メートル以上のもの		670円	570円	<u>723円</u>	<u>615円</u>
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積 1平方メートルにつき1年	1,100円	950円	<u>1,188円</u>	<u>1,026円</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室の階数が1のもの 階数が2のもの 階数が3以上のもの	Aに0.004を乗じて得た額		Aに <u>0.00432</u> を乗じて得た額	
		Aに0.006を乗じて得た額		Aに <u>0.00648</u> を乗じて得た額	
		Aに0.008を乗じて得た額		Aに <u>0.00864</u> を乗じて得た額	
上空に設ける通路		1,000円	510円	<u>1,080円</u>	<u>550円</u>

	地下に設ける通路		600円	310円	<u>660円</u>	<u>341円</u>
	その他のもの		1,100円	950円	<u>1,210円</u>	<u>1,045円</u>
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	20円	10円	<u>22円</u>	11円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	200円	100円	<u>220円</u>	<u>110円</u>
道路法施行令（看板（設けるもの）の）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	200円	100円	<u>220円</u>	<u>110円</u>
	その他のもの	表示面積1平方	2,000円	1,000円	<u>2,200円</u>	<u>1,100円</u>

	地下に設ける通路		600円	310円	<u>648円</u>	<u>334円</u>
	その他のもの		1,100円	950円	<u>1,188円</u>	<u>1,026円</u>
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	20円	10円	<u>21円</u>	11円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	200円	100円	<u>216円</u>	<u>108円</u>
道路法施行令（看板（設けるもの）の）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	200円	100円	<u>216円</u>	<u>108円</u>
	その他のもの	表示面積1平方	2,000円	1,000円	<u>2,160円</u>	<u>1,080円</u>

昭和27年政令第479号。以下「政令」という。第7条第1	もの	メートルにつき1年					
	標識	1本につき1年	900円	760円	<u>990円</u>	<u>836円</u>	
	旗ざお	祭礼、日の縁その他のし、時に設けるもの	1本につき1日	20円	10円	<u>22円</u>	11円
	その他のもの	1本につき1月	200円	100円	<u>220円</u>	<u>110円</u>	

昭和27年政令第479号。以下「政令」という。第7条第1	もの	メートルにつき1年					
	標識	1本につき1年	900円	760円	<u>972円</u>	<u>820円</u>	
	旗ざお	祭礼、日の縁その他のし、時に設けるもの	1本につき1日	20円	10円	<u>21円</u>	11円
	その他のもの	1本につき1月	200円	100円	<u>216円</u>	<u>108円</u>	

号に掲げる物件	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。	祭礼、縁日その他のし、時にけもの	その面積 1平方メートルにつき1日	20円	10円	<u>22円</u>	11円	号に掲げる物件	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。	祭礼、縁日その他のし、時にけもの	その面積 1平方メートルにつき1日	20円	10円	<u>21円</u>	11円
		その他のもの	その面積 1平方メートルにつき1月	200円	100円	<u>220円</u>	<u>110円</u>			その他のもの	その面積 1平方メートルにつき1月	200円	100円	<u>216円</u>	<u>108円</u>

ア 一 チ	車道を横断するもの	1基につき1月	2,000円	1,000円	<u>2,200円</u>	<u>1,100円</u>
	その他のもの		1,000円	510円	<u>1,100円</u>	<u>561円</u>
政令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積1平方メートルにつき1年		1,100円	950円	<u>1,210円</u>	<u>1,045円</u>
政令第7条第3号に掲げる施設		Aに0.025を乗じて得た額			Aに <u>0.0275</u> を乗じて得た額	
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占用面積1平方メートルにつき1月		200円	100円	<u>220円</u>	<u>110円</u>
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に			110円	95円	<u>121円</u>	<u>104円</u>

ア 一 チ	車道を横断するもの	1基につき1月	2,000円	1,000円	<u>2,160円</u>	<u>1,080円</u>
	その他のもの		1,000円	510円	<u>1,080円</u>	<u>550円</u>
政令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積1平方メートルにつき1年		1,100円	950円	<u>1,188円</u>	<u>1,026円</u>
政令第7条第3号に掲げる施設		Aに0.025を乗じて得た額			Aに <u>0.027</u> を乗じて得た額	
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占用面積1平方メートルにつき1月		200円	100円	<u>216円</u>	<u>108円</u>
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に			110円	95円	<u>118円</u>	<u>102円</u>

掲げる施設						
政令第7条第8号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	A に0.014を乗じて得た額	A に0.018を乗じて得た額	A に0.0154を乗じて得た額	A に0.0198を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額		Aに0.0275を乗じて得た額	
政令第7条第9号に掲げる	建築物		A に0.014を乗じて得た額	A に0.018を乗じて得た額	A に0.0154を乗じて得た額	A に0.0198を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.01を乗じて得た額	A に0.013を乗じて得た額	A に0.011を乗じて得た額	A に0.0143を乗じて得た額

掲げる施設						
政令第7条第8号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	A に0.014を乗じて得た額	A に0.018を乗じて得た額	A に0.01512を乗じて得た額	A に0.01944を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額		Aに0.027を乗じて得た額	
政令第7条第9号に掲げる	建築物		A に0.014を乗じて得た額	A に0.018を乗じて得た額	A に0.01512を乗じて得た額	A に0.01944を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.01を乗じて得た額	A に0.013を乗じて得た額	A に0.0108を乗じて得た額	A に0.01404を乗じて得た額

施設					
政令第7条第11号	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	A に 0.014 を乗じて得た額	A に 0.018 を乗じて得た額	A に 0.0154 を乗じて得た額	A に 0.0198 を乗じて得た額
その他のもの		A に 0.025 を乗じて得た額		A に 0.0275 を乗じて得た額	
政令第7条第12号に掲げる器具		A に 0.025 を乗じて得た額	A に 0.0275 を乗じて得た額		

備考 略

施設					
政令第7条第11号	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	A に 0.014 を乗じて得た額	A に 0.018 を乗じて得た額	A に 0.01512 を乗じて得た額	A に 0.01944 を乗じて得た額
その他のもの		A に 0.025 を乗じて得た額		A に 0.027 を乗じて得た額	
政令第7条第12号に掲げる器具		A に 0.025 を乗じて得た額	A に 0.027 を乗じて得た額		

備考 略

(鳥取県海岸占用料等徴収条例の一部改正)

第15条 鳥取県海岸占用料等徴収条例（平成12年鳥取県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後							改 正 前						
別表（第2条関係）							別表（第2条関係）						
1 占用料							1 占用料						
区分		単位	占用料				区分		単位	占用料			
			金額							金額			
			非課税とされる占用		非課税とされる占用以外の占用					非課税とされる占用		非課税とされる占用以外の占用	
			市の区域	町村の区域	市の区域	町村の区域				市の区域	町村の区域	市の区域	町村の区域
工 作 物 の 設 置 を 伴 う	第1種電柱	1本につき1年	630円	530円	<u>693円</u>	<u>583円</u>	工 作 物 の 設 置 を 伴 う	第1種電柱	1本につき1年	630円	530円	<u>680円</u>	<u>572円</u>
	第2種電柱		970円	820円	<u>1,067円</u>	<u>902円</u>		第2種電柱		970円	820円	<u>1,047円</u>	<u>885円</u>
	第3種電柱		1,300円	1,100円	<u>1,430円</u>	<u>1,210円</u>		第3種電柱		1,300円	1,100円	<u>1,404円</u>	<u>1,188円</u>
	その他の柱類		56円	48円	<u>61円</u>	<u>52円</u>		その他の柱類		56円	48円	<u>60円</u>	<u>51円</u>

もの塔類	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000円	1,000円	<u>2,200円</u>	<u>1,100円</u>
	その他の塔	占用面積1平方メートルにつき1年	1,100円	950円	<u>1,210円</u>	<u>1,045円</u>
	水管、下水道管、ガス管その他の管	長さ1メートルにつき1年	130円	110円	<u>143円</u>	<u>121円</u>
		外径が0.4メートル未満のもの				
		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	340円	290円	<u>374円</u>	<u>319円</u>
		外径が1メー	670円	570円	<u>737円</u>	<u>627円</u>

もの塔類	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000円	1,000円	<u>2,160円</u>	<u>1,080円</u>
	その他の塔	占用面積1平方メートルにつき1年	1,100円	950円	<u>1,188円</u>	<u>1,026円</u>
	水管、下水道管、ガス管その他の管	長さ1メートルにつき1年	130円	110円	<u>140円</u>	<u>118円</u>
		外径が0.4メートル未満のもの				
		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	340円	290円	<u>367円</u>	<u>313円</u>
		外径が1メー	670円	570円	<u>723円</u>	<u>615円</u>

類	トル以上のもの					
標識	1本につき1年	900円	760円	<u>990円</u>	<u>836円</u>	
看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000円	1,000円	<u>2,200円</u>	<u>1,100円</u>	
通路（橋を含む。）	占有面積1平方メートルにつき1年	110円	70円	<u>121円</u>	<u>77円</u>	
建物		190円	130円	<u>209円</u>	<u>143円</u>	
その他の工作物		190円	130円	<u>209円</u>	<u>143円</u>	
工作物の設置を伴わ	略	略				
	その他のもの	90円	60円	<u>99円</u>	<u>66円</u>	

類	トル以上のもの					
標識	1本につき1年	900円	760円	<u>972円</u>	<u>820円</u>	
看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000円	1,000円	<u>2,160円</u>	<u>1,080円</u>	
通路（橋を含む。）	占有面積1平方メートルにつき1年	110円	70円	<u>118円</u>	<u>75円</u>	
建物		190円	130円	<u>205円</u>	<u>140円</u>	
その他の工作物		190円	130円	<u>205円</u>	<u>140円</u>	
工作物の設置を伴わ	略	略				
	その他のもの	90円	60円	<u>97円</u>	<u>64円</u>	

ないもの						
------	--	--	--	--	--	--

2 土石採取料

区分	採取料	
	単位	金額
土砂	1 立 方 メ ー ト ル に つ き	<u>110円</u>
砂利（かき込み砂利を含む。）		<u>154円</u>
栗石		<u>154円</u>
転石	1 個につ き	<u>110円</u> に長径が50センチメートルを超える20センチメートルまでごとに <u>110円</u> を加算した金額

備考 略

ないもの						
------	--	--	--	--	--	--

2 土石採取料

区分	採取料	
	単位	金額
土砂	1 立 方 メ ー ト ル に つ き	<u>108円</u>
砂利（かき込み砂利を含む。）		<u>151円</u>
栗石		<u>151円</u>
転石	1 個につ き	<u>108円</u> に長径が50センチメートルを超える20センチメートルまでごとに <u>108円</u> を加算した金額

備考 略

（鳥取県流水占用料等徴収条例の一部改正）

第16条 鳥取県流水占用料等徴収条例（平成12年鳥取県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

--	--

改 正 後

別表（第2条関係）

1 流水占用料

区分			占用料	
			単位	金額
発電のため の流水 占用	揚水式 発電所 以外 の発 電所	1 昭和40年10月 1日以降に発電 (設備の点検の ためにするもの を除く。以下同 じ。)を開始し た発電所	1 発電 所につ き1年	次の算式により算定して 得た額 {1,976円×常時理 論水力+436円×(最大理 論水力-常時理論水力)} × <u>1.10</u>
		略		
	3 1の項又は2 の項に掲げる発 電所以外の発電 所	1 発電 所につ き1年	次の算式により算定して 得た額 {1,976円×常時理 論水力+988円×(最大理 論水力-常時理論水力)} × <u>1.10</u>	
揚水式発電所		1 発電 所につ き1年	次の算式により算定して 得た額〔{1,976円×常 時理論水力+436円×(最 大理論水力-常時理論水 力)}×0.167〕× <u>1.10</u>	
工業又は鉱業のための流水			毎秒 1	<u>6,160円</u>

改 正 前

別表（第2条関係）

1 流水占用料

区分			占用料	
			単位	金額
発電のため の流水 占用	揚水式 発電所 以外 の発 電所	1 昭和40年10月 1日以降に発電 (設備の点検の ためにするもの を除く。以下同 じ。)を開始し た発電所	1 発電 所につ き1年	次の算式により算定して 得た額 {1,976円×常時理 論水力+436円×(最大理 論水力-常時理論水力)} × <u>1.08</u>
		略		
	3 1の項又は2 の項に掲げる発 電所以外の発電 所	1 発電 所につ き1年	次の算式により算定して 得た額 {1,976円×常時理 論水力+988円×(最大理 論水力-常時理論水力)} × <u>1.08</u>	
揚水式発電所		1 発電 所につ き1年	次の算式により算定して 得た額〔{1,976円×常 時理論水力+436円×(最 大理論水力-常時理論水 力)}×0.167〕× <u>1.08</u>	
工業又は鉱業のための流水			毎秒 1	<u>6,048円</u>

占用	リットルにつき1年
----	-----------

2 土地占用料

区分	単位	占用料				
		金額				
		非課税とされる占用		非課税とされる占用以外の占用		
		市の区域	町村の区域	市の区域	町村の区域	
工作物の設置を伴うもの	第1種電柱	1本につき1年	630円	530円	<u>693円</u>	<u>583円</u>
	第2種電柱		970円	820円	<u>1,067円</u>	<u>902円</u>
	第3種電柱		1,300円	1,100円	<u>1,430円</u>	<u>1,210円</u>
	その他の柱類		56円	48円	<u>61円</u>	<u>52円</u>
塔類	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000円	1,000円	<u>2,200円</u>	<u>1,100円</u>
	その他の	占用面積1平方	1,100円	950円	<u>1,210円</u>	<u>1,045円</u>

占用	リットルにつき1年
----	-----------

2 土地占用料

区分	単位	占用料				
		金額				
		非課税とされる占用		非課税とされる占用以外の占用		
		市の区域	町村の区域	市の区域	町村の区域	
工作物の設置を伴うもの	第1種電柱	1本につき1年	630円	530円	<u>680円</u>	<u>572円</u>
	第2種電柱		970円	820円	<u>1,047円</u>	<u>885円</u>
	第3種電柱		1,300円	1,100円	<u>1,404円</u>	<u>1,188円</u>
	その他の柱類		56円	48円	<u>60円</u>	<u>51円</u>
塔類	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000円	1,000円	<u>2,160円</u>	<u>1,080円</u>
	その他の	占用面積1平方	1,100円	950円	<u>1,188円</u>	<u>1,026円</u>

	塔	メートル につき1 年				
水管、 下水道管、 ガス管 その他の 管類	外径 が 0.4 メー トル 未満 もの	長さ1 メートル につき1 年	130円	110円	<u>143円</u>	<u>121円</u>
	外径 が 0.4 メー トル 以上 1 メー トル 未満 もの		340円	290円	<u>374円</u>	<u>319円</u>
	外径 が1 メー トル		670円	570円	<u>737円</u>	<u>627円</u>

	塔	メートル につき1 年				
水管、 下水道管、 ガス管 その他の 管類	外径 が 0.4 メー トル 未満 もの	長さ1 メートル につき1 年	130円	110円	<u>140円</u>	<u>118円</u>
	外径 が 0.4 メー トル 以上 1 メー トル 未満 もの		340円	290円	<u>367円</u>	<u>313円</u>
	外径 が1 メー トル		670円	570円	<u>723円</u>	<u>615円</u>

	以上のもの					
	標識	1本につき1年	900円	760円	<u>990円</u>	<u>836円</u>
	看板又は 広告板	表示面積 1平方メートル につき1年	2,000円	1,000円	<u>2,200円</u>	<u>1,100円</u>
	通路（橋 を含む。）	占有面積 1平方メートル につき1年	110円	70円	<u>121円</u>	<u>77円</u>
	建物		190円	130円	<u>209円</u>	<u>143円</u>
	その他の 工作物		190円	130円	<u>209円</u>	<u>143円</u>
工作物の設置を伴わない	略	占有面積 1平方メートル につき1年	略			
	その他のもの		90円	60円	<u>99円</u>	<u>66円</u>

	以上のもの					
	標識	1本につき1年	900円	760円	<u>972円</u>	<u>820円</u>
	看板又は 広告板	表示面積 1平方メートル につき1年	2,000円	1,000円	<u>2,160円</u>	<u>1,080円</u>
	通路（橋 を含む。）	占有面積 1平方メートル につき1年	110円	70円	<u>118円</u>	<u>75円</u>
	建物		190円	130円	<u>205円</u>	<u>140円</u>
	その他の 工作物		190円	130円	<u>205円</u>	<u>140円</u>
工作物の設置を伴わない	略	占有面積 1平方メートル につき1年	略			
	その他のもの		90円	60円	<u>97円</u>	<u>64円</u>

もの							
----	--	--	--	--	--	--	--

3 河川産出物採取料

区分	採取料	
	単位	金額
土砂	1立方	<u>110円</u>
砂利（かき込み砂利を含む。）	メートルにつき	<u>154円</u>
栗石		<u>154円</u>
転石	1個につき	<u>110円</u> に長径が50センチメートルを超える20センチメートルまでごとに <u>110円</u> を加算した金額
略		

備考 略

もの							
----	--	--	--	--	--	--	--

3 河川産出物採取料

区分	採取料	
	単位	金額
土砂	1立方	<u>108円</u>
砂利（かき込み砂利を含む。）	メートルにつき	<u>151円</u>
栗石		<u>151円</u>
転石	1個につき	<u>108円</u> に長径が50センチメートルを超える20センチメートルまでごとに <u>108円</u> を加算した金額
略		

備考 略

（鳥取県砂防指定地等管理条例の一部改正）

第17条 鳥取県砂防指定地等管理条例（平成15年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前

別表（第10条関係）

1 採取料

区分	採取料	
	単位	金額
土砂	1立方メートルにつき	<u>110円</u>
砂利（かき込み砂利を含む。）		<u>154円</u>
栗石		<u>154円</u>
転石	1個につき	<u>110円</u> に長径が50センチメートルを超える20センチメートルまでごとに <u>110円</u> を加算した金額
略		

2 占用料

区分	単位	占用料				
		金額				
		非課税とされる占用		非課税とされる占用以外の占用		
		市の区域	町村の区域	市の区域	町村の区域	
工作物の	第1種電柱	1本につき1年	630円	530円	<u>693円</u>	<u>583円</u>
	第2種電柱		970円	820円	<u>1,067円</u>	<u>902円</u>

別表（第10条関係）

1 採取料

区分	採取料	
	単位	金額
土砂	1立方メートルにつき	<u>108円</u>
砂利（かき込み砂利を含む。）		<u>151円</u>
栗石		<u>151円</u>
転石	1個につき	<u>108円</u> に長径が50センチメートルを超える20センチメートルまでごとに <u>108円</u> を加算した金額
略		

2 占用料

区分	単位	占用料				
		金額				
		非課税とされる占用		非課税とされる占用以外の占用		
		市の区域	町村の区域	市の区域	町村の区域	
工作物の	第1種電柱	1本につき1年	630円	530円	<u>680円</u>	<u>572円</u>
	第2種電柱		970円	820円	<u>1,047円</u>	<u>885円</u>

設置を伴うもの	第3種電柱		1,300円	1,100円	<u>1,430円</u>	<u>1,210円</u>	
	その他の柱類		56円	48円	<u>61円</u>	<u>52円</u>	
	塔類	広告塔	表示面積 1平方メートルにつき1年	2,000円	1,000円	<u>2,200円</u>	<u>1,100円</u>
		その他の塔	占用面積 1平方メートルにつき1年	1,100円	950円	<u>1,210円</u>	<u>1,045円</u>
	水管、下水道管、ガス管	外径が0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	130円	110円	<u>143円</u>	<u>121円</u>
		外径が0.4メー		340円	290円	<u>374円</u>	<u>319円</u>

設置を伴うもの	第3種電柱		1,300円	1,100円	<u>1,404円</u>	<u>1,188円</u>	
	その他の柱類		56円	48円	<u>60円</u>	<u>51円</u>	
	塔類	広告塔	表示面積 1平方メートルにつき1年	2,000円	1,000円	<u>2,160円</u>	<u>1,080円</u>
		その他の塔	占用面積 1平方メートルにつき1年	1,100円	950円	<u>1,188円</u>	<u>1,026円</u>
	水管、下水道管、ガス管	外径が0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	130円	110円	<u>140円</u>	<u>118円</u>
		外径が0.4メー		340円	290円	<u>367円</u>	<u>313円</u>

他の管類	トル以上1メートル未満のもの				
	外径が1メートル以上のもの	670円	570円	<u>737円</u>	<u>627円</u>
標識	1本につき1年	900円	760円	<u>990円</u>	<u>836円</u>
看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000円	1,000円	<u>2,200円</u>	<u>1,100円</u>
通路（橋を含む。）	占用面積1平方メートルにつき1年	110円	70円	<u>121円</u>	<u>77円</u>

他の管類	トル以上1メートル未満のもの				
	外径が1メートル以上のもの	670円	570円	<u>723円</u>	<u>615円</u>
標識	1本につき1年	900円	760円	<u>972円</u>	<u>820円</u>
看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000円	1,000円	<u>2,160円</u>	<u>1,080円</u>
通路（橋を含む。）	占用面積1平方メートルにつき1年	110円	70円	<u>118円</u>	<u>75円</u>

略					
その他の 工作物	占用面積 1平方 メートル につき1 年	190円	130円	<u>209円</u>	<u>143円</u>
工作物の設 置を伴わな いもの	占用面積 1平方 メートル につき1 年	90円	60円	<u>99円</u>	<u>66円</u>

備考 略

略					
その他の 工作物	占用面積 1平方 メートル につき1 年	190円	130円	<u>205円</u>	<u>140円</u>
工作物の設 置を伴わな いもの	占用面積 1平方 メートル につき1 年	90円	60円	<u>97円</u>	<u>64円</u>

備考 略

(鳥取県漁港管理条例の一部改正)

第18条 鳥取県漁港管理条例（昭和34年鳥取県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前				
別表第1（第13条関係）	別表第1（第13条関係）				
<table border="1"> <tr> <td></td> <td>占用料</td> </tr> </table>		占用料	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>占用料</td> </tr> </table>		占用料
	占用料				
	占用料				

区分	単位	金額			
		非課税とされる 占用	非課税とされる 占用以外 の占用		
工作物の設置を伴うもの	建物	占用面積1平方メートルにつき1年	550円	<u>605円</u>	
	第1種電柱	1本につき1年	630円	<u>693円</u>	
	第2種電柱		970円	<u>1,067円</u>	
	第3種電柱		1,300円	<u>1,430円</u>	
	その他の柱類		56円	<u>61円</u>	
	水管、下水道管、ガス管その他の	長さ1メートルにつき1年	外径が0.4メートル未満のもの	130円	<u>143円</u>
			外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	340円	<u>374円</u>
			外径が1メートル以上のもの	670円	<u>737円</u>

区分	単位	金額			
		非課税とされる 占用	非課税とされる 占用以外 の占用		
工作物の設置を伴うもの	建物	占用面積1平方メートルにつき1年	550円	<u>594円</u>	
	第1種電柱	1本につき1年	630円	<u>680円</u>	
	第2種電柱		970円	<u>1,047円</u>	
	第3種電柱		1,300円	<u>1,404円</u>	
	その他の柱類		56円	<u>60円</u>	
	水管、下水道管、ガス管その他の	長さ1メートルにつき1年	外径が0.4メートル未満のもの	130円	<u>140円</u>
			外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	340円	<u>367円</u>
			外径が1メートル以上のもの	670円	<u>723円</u>

管類				
看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000円		<u>2,200円</u>
その他の工作物	占用面積1平方メートルにつき1年	550円		<u>605円</u>
工作物の設置を伴わないもの	占用面積1平方メートルにつき1月	45円		<u>49円</u>

備考 略

別表第2（第16条関係）

1 土砂採取料

区分	土砂採取料	
	単位	金額
土砂	1立方メートル	<u>110円</u>
砂利（かき込み砂利を含む。）	につき	<u>154円</u>
栗石		<u>154円</u>
転石	1個につき	<u>110円</u> に長径が50センチメートルを超える20センチメートルまでごとに <u>110円</u> を加算した金額

管類				
看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000円		<u>2,160円</u>
その他の工作物	占用面積1平方メートルにつき1年	550円		<u>594円</u>
工作物の設置を伴わないもの	占用面積1平方メートルにつき1月	45円		<u>48円</u>

備考 略

別表第2（第16条関係）

1 土砂採取料

区分	土砂採取料	
	単位	金額
土砂	1立方メートル	<u>108円</u>
砂利（かき込み砂利を含む。）	につき	<u>151円</u>
栗石		<u>151円</u>
転石	1個につき	<u>108円</u> に長径が50センチメートルを超える20センチメートルまでごとに <u>108円</u> を加算した金額

2 占用料

区分		占用料			
		単位	金額		
			非課税とされる占有	非課税とされる占有以外の占有	
公共空地	建物	占有面積1平方メートルにつき1年	190円	<u>209円</u>	
	第1種電柱	1本につき1年	630円	<u>693円</u>	
	第2種電柱		970円	<u>1,067円</u>	
	第3種電柱		1,300円	<u>1,430円</u>	
	その他の柱類		56円	<u>61円</u>	
	水管、下水道管、ガス管	外径が0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	130円	<u>143円</u>
				340円	<u>374円</u>
				670円	<u>737円</u>

2 占用料

区分		占用料			
		単位	金額		
			非課税とされる占有	非課税とされる占有以外の占有	
公共空地	建物	占有面積1平方メートルにつき1年	190円	<u>205円</u>	
	第1種電柱	1本につき1年	630円	<u>680円</u>	
	第2種電柱		970円	<u>1,047円</u>	
	第3種電柱		1,300円	<u>1,404円</u>	
	その他の柱類		56円	<u>60円</u>	
	水管、下水道管、ガス管	外径が0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	130円	<u>140円</u>
				340円	<u>367円</u>
				670円	<u>723円</u>

その他の管類				
看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000円	<u>2,200円</u>	
その他の工作物	占用面積1平方メートルにつき1年	190円	<u>209円</u>	
工作物の設置を伴わないもの	占用面積1平方メートルにつき1年	90円	<u>99円</u>	
水域	占用面積1平方メートルにつき1年	90円	<u>99円</u>	

備考 略

その他の管類				
看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000円	<u>2,160円</u>	
その他の工作物	占用面積1平方メートルにつき1年	190円	<u>205円</u>	
工作物の設置を伴わないもの	占用面積1平方メートルにつき1年	90円	<u>97円</u>	
水域	占用面積1平方メートルにつき1年	90円	<u>97円</u>	

備考 略

(鳥取県港湾管理条例の一部改正)

第19条 鳥取県港湾管理条例（昭和35年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前														
<p>(権限の委任)</p> <p>第16条 この条例に規定する知事の権限に属する事務は、地方自治法第153条の規定に基づき、別に定めるところにより、知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長に委任する。</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p> <p>別表第1（第5条関係）</p> <p>1 港湾施設用地以外の港湾施設</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">港湾施設</td> <td rowspan="2">区分</td> <td colspan="2">使用料</td> </tr> <tr> <td>単位</td> <td>金額</td> </tr> </table>			港湾施設	区分	使用料		単位	金額	<p>(権限の委任)</p> <p>第16条 この条例に規定する知事の権限に属する事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条の規定に基づき、別に定めるところにより、知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長に委任する。</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>知事が別に</u>定める。</p> <p>別表第1（第5条関係）</p> <p>1 港湾施設用地以外の港湾施設</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">港湾施設</td> <td rowspan="2">区分</td> <td colspan="2">使用料</td> </tr> <tr> <td>単位</td> <td>金額</td> </tr> </table>			港湾施設	区分	使用料		単位	金額
港湾施設	区分	使用料															
		単位	金額														
港湾施設	区分	使用料															
		単位	金額														

の 種 類	岸壁及び物揚場	鳥取港の商港区内の7号岸壁及び物揚場以外岸壁及び物揚場を使用する場合	総トン数が5トン以上の船舶を係留するとき。	略		
				外航船舶以外の船舶	総トン数1トンにつき	係留時間が6時間以下の場合
					係留時間が6時間を超え12時間以下の場合	<u>4円95銭</u>
					係留時間が12時間を超え24時間以下の場合	<u>6円60銭</u>
					係留時間が24時間を超える場合	<u>6円60銭に24時間を超える部分6時間までごとに1円65銭を加算した額</u>
			貨物の一時置場として使用するとき。	使用面積1平方メートルにつき使用期間（荷役の日を除く。）のうち15日までの1日		<u>6円60銭</u>
の 種 類	岸壁及び物揚場	鳥取港の商港区内の7号岸壁及び物揚場以外岸壁及び物揚場を使用する場合	総トン数が5トン以上の船舶を係留するとき。	略		
				外航船舶以外の船舶	総トン数1トンにつき	係留時間が6時間以下の場合
					係留時間が6時間を超え12時間以下の場合	<u>4円86銭</u>
					係留時間が12時間を超え24時間以下の場合	<u>6円48銭</u>
					係留時間が24時間を超える場合	<u>6円48銭に24時間を超える部分6時間までごとに1円62銭を加算した額</u>
			貨物の一時置場として使用するとき。	使用面積1平方メートルにつき使用期間（荷役の日を除く。）のうち15日までの1日		<u>6円48銭</u>

		使用面積1平方メートルにつき使用期間（荷役の日を除く。）のうち15日を超える1日	<u>8円80銭</u>
略			
略			
荷役機械	クローラクレーンを使用する場合	1時間につき	<u>15,290円</u>
	グラブバケットを使用する場合	1時間につき	<u>8,660円</u>
上屋	一般使用をする場合	使用面積1平方メートルにつき使用期間のうち3日までの1日	<u>12円5銭</u>
		使用面積1平方メートルにつき使用期間のうち3日を超え15日までの1日	<u>17円60銭</u>
		使用面積1平方メートルにつき使用期間のうち15日を超え30日までの1日	<u>23円5銭</u>
		使用面積1平方メートルにつき使用期間のうち30日を超える1日	<u>29円65銭</u>
	専用使用をする場合	使用面積1平方メートルにつき1月	<u>473円</u>

		使用面積1平方メートルにつき使用期間（荷役の日を除く。）のうち15日を超える1日	<u>8円64銭</u>
略			
略			
荷役機械	クローラクレーンを使用する場合	1時間につき	<u>15,012円</u>
	グラブバケットを使用する場合	1時間につき	<u>8,503円</u>
上屋	一般使用をする場合	使用面積1平方メートルにつき使用期間のうち3日までの1日	<u>11円83銭</u>
		使用面積1平方メートルにつき使用期間のうち3日を超え15日までの1日	<u>17円28銭</u>
		使用面積1平方メートルにつき使用期間のうち15日を超え30日までの1日	<u>22円63銭</u>
		使用面積1平方メートルにつき使用期間のうち30日を超える1日	<u>29円11銭</u>
	専用使用をする場合	使用面積1平方メートルにつき1月	<u>464円</u>

野積場	未舗装の野積場を使用する場合	防塵柵 <small>じん</small> があるとき。	使用面積10平方メートルにつき1日	<u>19円80銭</u>
		防塵柵 <small>じん</small> がないとき。		<u>11円</u>
	舗装された野積場を使用する場合	防塵柵 <small>じん</small> があるとき。	使用面積10平方メートルにつき使用期間のうち30日までの1日	<u>30円80銭</u>
			使用面積10平方メートルにつき使用期間のうち30日を超える1日	<u>41円80銭</u>
		防塵柵 <small>じん</small> がないとき。	使用面積10平方メートルにつき使用期間のうち30日までの1日	<u>22円</u>
			使用面積10	<u>33円</u>

野積場	未舗装の野積場を使用する場合	防塵柵 <small>じん</small> があるとき。	使用面積10平方メートルにつき1日	<u>19円44銭</u>
		防塵柵 <small>じん</small> がないとき。		<u>10円80銭</u>
	舗装された野積場を使用する場合	防塵柵 <small>じん</small> があるとき。	使用面積10平方メートルにつき使用期間のうち30日までの1日	<u>30円24銭</u>
			使用面積10平方メートルにつき使用期間のうち30日を超える1日	<u>41円4銭</u>
		防塵柵 <small>じん</small> がないとき。	使用面積10平方メートルにつき使用期間のうち30日までの1日	<u>21円60銭</u>
			使用面積10	<u>32円40銭</u>

			平方メートルにつき使用期間のうち30日を超える1日	
船舶のための給水施設	知事が別に定める時間内に使用する場合	略	給水量1立方メートルにつき	略
		外航船舶以外の船舶		532円
	知事が別に定める時間外に使用する場合	略		略
		外航船舶以外の船舶		799円

2 港湾施設用地

区分	単位	使用料		
		金額		
		非課税とされるもの	非課税とされるもの以外のもの	
工作物を設	建物	使用面積1平方メートルにつき1年	630円	693円
	第1種電柱	1本につき1年	630円	693円
	第2種電柱		970円	1,067円

			平方メートルにつき使用期間のうち30日を超える1日	
船舶のための給水施設	知事が別に定める時間内に使用する場合	略	給水量1立方メートルにつき	略
		外航船舶以外の船舶		522円
	知事が別に定める時間外に使用する場合	略		略
		外航船舶以外の船舶		784円

2 港湾施設用地

区分	単位	使用料		
		金額		
		非課税とされるもの	非課税とされるもの以外のもの	
工作物を設	建物	使用面積1平方メートルにつき1年	630円	680円
	第1種電柱	1本につき1年	630円	680円
	第2種電柱		970円	1,047円

置 す る 場 合	第3種電柱		1,300円	<u>1,430円</u>	
	その他の柱類		56円	<u>61円</u>	
	水 管 、 下 水 道 管 、 ガ ス 管 そ の 他 の 管 類	外径が0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	130円	<u>143円</u>
		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		340円	<u>374円</u>
		外径が1メートル以上のもの		670円	<u>737円</u>
	看板又は広告板		表示面積1平方メートルにつき1年	2,000円	<u>2,200円</u>
	その他の工作物		使用面積1平方メートルにつき1年	630円	<u>693円</u>
工作物を設置しな		使用面積1平方	60円	<u>66円</u>	

置 す る 場 合	第3種電柱		1,300円	<u>1,404円</u>	
	その他の柱類		56円	<u>60円</u>	
	水 管 、 下 水 道 管 、 ガ ス 管 そ の 他 の 管 類	外径が0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	130円	<u>140円</u>
		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		340円	<u>367円</u>
		外径が1メートル以上のもの		670円	<u>723円</u>
	看板又は広告板		表示面積1平方メートルにつき1年	2,000円	<u>2,160円</u>
	その他の工作物		使用面積1平方メートルにつき1年	630円	<u>680円</u>
工作物を設置しな		使用面積1平方	60円	<u>64円</u>	

い場合	メートルにつき 1月		
-----	---------------	--	--

備考 略

別表第2 (第12条関係)

1 占用料

区分		単位	占用料			
			金額			
			非課税とされるもの		非課税とされるもの以外のもの	
		市の区域	町村の区域	市の区域	町村の区域	
工作物の設置を伴うもの	第1種電柱	1本につき1年	630円	530円	<u>693円</u>	<u>583円</u>
	第2種電柱		970円	820円	<u>1,067円</u>	<u>902円</u>
	第3種電柱		1,300円	1,100円	<u>1,430円</u>	<u>1,210円</u>
	その他の柱類		56円	48円	<u>61円</u>	<u>52円</u>
塔類	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1	2,000円	1,000円	<u>2,200円</u>	<u>1,100円</u>

い場合	メートルにつき 1月		
-----	---------------	--	--

備考 略

別表第2 (第12条関係)

1 占用料

区分		単位	占用料			
			金額			
			非課税とされるもの		非課税とされるもの以外のもの	
		市の区域	町村の区域	市の区域	町村の区域	
工作物の設置を伴うもの	第1種電柱	1本につき1年	630円	530円	<u>680円</u>	<u>572円</u>
	第2種電柱		970円	820円	<u>1,047円</u>	<u>885円</u>
	第3種電柱		1,300円	1,100円	<u>1,404円</u>	<u>1,188円</u>
	その他の柱類		56円	48円	<u>60円</u>	<u>51円</u>
塔類	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1	2,000円	1,000円	<u>2,160円</u>	<u>1,080円</u>

		年				
	その他の塔類	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,100円	950円	<u>1,210円</u>	<u>1,045円</u>
水管、下水道管、ガス管その他の管類	外径が 0.4 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	130円	110円	<u>143円</u>	<u>121円</u>
	外径が 0.4 メートル以上 1 メートル未満のもの		340円	290円	<u>374円</u>	<u>319円</u>
	外径		670円	570円	<u>737円</u>	<u>627円</u>

		年				
	その他の塔類	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,100円	950円	<u>1,188円</u>	<u>1,026円</u>
水管、下水道管、ガス管その他の管類	外径が 0.4 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	130円	110円	<u>140円</u>	<u>118円</u>
	外径が 0.4 メートル以上 1 メートル未満のもの		340円	290円	<u>367円</u>	<u>313円</u>
	外径		670円	570円	<u>723円</u>	<u>615円</u>

	が1メートル以上のもの					
標識	1本につき1年	900円	760円	<u>990円</u>	<u>836円</u>	
看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000円	1,000円	<u>2,200円</u>	<u>1,100円</u>	
通路（橋を含む。）	占有面積1平方メートルにつき1年	110円	70円	<u>121円</u>	<u>77円</u>	
建物		190円	130円	<u>209円</u>	<u>143円</u>	
その他の工作物		190円	130円	<u>209円</u>	<u>143円</u>	
工作物の設置を伴	略	略				
	その他のもの	90円	60円	<u>99円</u>	<u>66円</u>	

	が1メートル以上のもの					
標識	1本につき1年	900円	760円	<u>972円</u>	<u>820円</u>	
看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000円	1,000円	<u>2,160円</u>	<u>1,080円</u>	
通路（橋を含む。）	占有面積1平方メートルにつき1年	110円	70円	<u>118円</u>	<u>75円</u>	
建物		190円	130円	<u>205円</u>	<u>140円</u>	
その他の工作物		190円	130円	<u>205円</u>	<u>140円</u>	
工作物の設置を伴	略	略				
	その他のもの	90円	60円	<u>97円</u>	<u>64円</u>	

わ な い も の									
-----------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

2 土砂採取料

区分	採取料	
	単位	金額
土砂	1立方メートルにつき	<u>110円</u>
砂利（かき込み砂利を含む。）		<u>154円</u>
栗石		<u>154円</u>
転石	1個につき	<u>110円</u> に長径が50センチメートルを超える20センチメートルまでごとに <u>110円</u> を加算した金額

備考 略

わ な い も の									
-----------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

2 土砂採取料

区分	採取料	
	単位	金額
土砂	1立方メートルにつき	<u>108円</u>
砂利（かき込み砂利を含む。）		<u>151円</u>
栗石		<u>151円</u>
転石	1個につき	<u>108円</u> に長径が50センチメートルを超える20センチメートルまでごとに <u>108円</u> を加算した金額

備考 略

（鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第20条 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例（昭和42年鳥取県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
-------------	-------------

別表第1 (第16条関係)

区分	金額	
	免税とされる航空機	免税とされる航空機以外の航空機
着陸料	<p>1 ターボジェット発動機を装備する航空機については、航空機の着陸1回ごとに、次に掲げる金額の合計額</p> <p>(1) 航空機の重量(当該航空機の最大離陸重量をいう。以下同じ。)をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額</p> <p>ア 25トン以下の重量については、1トンごとに1,100円</p> <p>イ 25トンを超え100トン以下の重量については、1トンごとに1,500円</p> <p>ウ 100トンを超え200トン以下の重量につ</p>	<p>1 ターボジェット発動機を装備する航空機については、航空機の着陸1回ごとに、次に掲げる金額の合計額</p> <p>(1) 航空機の重量をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額</p> <p>ア 25トン以下の重量については、1トンごとに<u>1,210円</u></p> <p>イ 25トンを超え100トン以下の重量については、1トンごとに<u>1,650円</u></p> <p>ウ 100トンを超え200トン以下の重量については、1トンごとに<u>1,870円</u></p>

別表第1 (第16条関係)

区分	金額	
	免税とされる航空機	免税とされる航空機以外の航空機
着陸料	<p>1 ターボジェット発動機を装備する航空機については、航空機の着陸1回ごとに、次に掲げる金額の合計額</p> <p>(1) 航空機の重量(当該航空機の最大離陸重量をいう。以下同じ。)をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額</p> <p>ア 25トン以下の重量については、1トンごとに1,100円</p> <p>イ 25トンを超え100トン以下の重量については、1トンごとに1,500円</p> <p>ウ 100トンを超え200トン以下の重量につ</p>	<p>1 ターボジェット発動機を装備する航空機については、航空機の着陸1回ごとに、次に掲げる金額の合計額</p> <p>(1) 航空機の重量をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額</p> <p>ア 25トン以下の重量については、1トンごとに<u>1,188円</u></p> <p>イ 25トンを超え100トン以下の重量については、1トンごとに<u>1,620円</u></p> <p>ウ 100トンを超え200トン以下の重量については、1トンごとに<u>1,836円</u></p>

いては、1トンごとに1,700円

エ 200トンを超える重量については、1トンごとに1,800円

(2) 国際民間航空条約の附属書16に定めるところにより測定された離陸測定点と進入測定点における航空機の騒音値（当該騒音値のない航空機にあっては、当該航空機について、その製造国の政府機関の公表しているこれに準ずる騒音値とする。以下同じ。）を相加平均して得た値（1 E P N デシベル未満の端数があるときは、1 E P N デシベルとして計算する。以下同じ。）から83を減じた値に3,400円を乗じて得た金額

2 その他の航空機については、航空機の着陸1回ごとに、次に掲げる金額

(1) 6トン以下の航空

エ 200トンを超える重量については、1トンごとに1,980円

(2) 国際民間航空条約の附属書16に定めるところにより測定された離陸測定点と進入測定点における航空機の騒音値を相加平均して得た値から83を減じた値に3,740円を乗じて得た金額

2 その他の航空機については、航空機の着陸1回ごとに、次に掲げる金額

(1) 6トン以下の航空機については、当該重量に対し1,100円

(2) 6トンを超える航空機については、航空機の重量をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額

ア 6トン以下の重量については、当該重量に対し770円

いては、1トンごとに1,700円

エ 200トンを超える重量については、1トンごとに1,800円

(2) 国際民間航空条約の附属書16に定めるところにより測定された離陸測定点と進入測定点における航空機の騒音値（当該騒音値のない航空機にあっては、当該航空機について、その製造国の政府機関の公表しているこれに準ずる騒音値とする。以下同じ。）を相加平均して得た値（1 E P N デシベル未満の端数があるときは、1 E P N デシベルとして計算する。以下同じ。）から83を減じた値に3,400円を乗じて得た金額

2 その他の航空機については、航空機の着陸1回ごとに、次に掲げる金額

(1) 6トン以下の航空

エ 200トンを超える重量については、1トンごとに1,944円

(2) 国際民間航空条約の附属書16に定めるところにより測定された離陸測定点と進入測定点における航空機の騒音値を相加平均して得た値から83を減じた値に3,672円を乗じて得た金額

2 その他の航空機については、航空機の着陸1回ごとに、次に掲げる金額

(1) 6トン以下の航空機については、当該重量に対し1,080円

(2) 6トンを超える航空機については、航空機の重量をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額

ア 6トン以下の重量については、当該重量に対し756円

	<p>機については、当該重量に対し1,000円</p> <p>(2) 6トンを超える航空機については、航空機の重量をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額</p> <p>ア 6トン以下の重量については、当該重量に対し700円</p> <p>イ 6トンを超える重量については、1トンごとに590円</p>	<p>イ 6トンを超える重量については、1トンごとに649円</p>		<p>機については、当該重量に対し1,000円</p> <p>(2) 6トンを超える航空機については、航空機の重量をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額</p> <p>ア 6トン以下の重量については、当該重量に対し700円</p> <p>イ 6トンを超える重量については、1トンごとに590円</p>	<p>イ 6トンを超える重量については、1トンごとに637円</p>
<p>停留料</p>	<p>航空機が空港内に停留する場合について、その停留時間24時間（24時間未満は、24時間として計算する。以下同じ。）ごとに、航空機の重量をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額</p> <p>1 23トン以下の航空機</p> <p>(1) 3トン以下の重量については、当該重量に対し810円</p>	<p>航空機が空港内に停留する場合について、その停留時間24時間ごとに、航空機の重量をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額</p> <p>1 23トン以下の航空機</p> <p>(1) 3トン以下の重量については、当該重量に対し891円</p> <p>(2) 3トンを超え6トン以下の重量について</p>	<p>停留料</p>	<p>航空機が空港内に停留する場合について、その停留時間24時間（24時間未満は、24時間として計算する。以下同じ。）ごとに、航空機の重量をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額</p> <p>1 23トン以下の航空機</p> <p>(1) 3トン以下の重量については、当該重量に対し810円</p>	<p>航空機が空港内に停留する場合について、その停留時間24時間ごとに、航空機の重量をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額</p> <p>1 23トン以下の航空機</p> <p>(1) 3トン以下の重量については、当該重量に対し874円</p> <p>(2) 3トンを超え6トン以下の重量について</p>

(2) 3トンを超え6トン以下の重量については、当該重量に対し810円	は、当該重量に対し <u>891円</u>
(3) 6トンを超え23トン以下の重量については、1トンごとに30円	(3) 6トンを超え23トン以下の重量については、1トンごとに <u>33円</u>
2 23トンを超える航空機	2 23トンを超える航空機
(1) 25トン以下の重量については、1トンごとに90円	(1) 25トン以下の重量については、1トンごとに <u>99円</u>
(2) 25トンを超え100トン以下の重量については、1トンごとに80円	(2) 25トンを超え100トン以下の重量については、1トンごとに <u>88円</u>
(3) 100トンを超える重量については、1トンごとに70円	(3) 100トンを超える重量については、1トンごとに <u>77円</u>

備考 略

別表第2（第17条関係）

1 土地

1平方メートル当たり1年1,241円（消費税法第6条第1項の規定により非課税とされる使用以外の使用にあっては、1,365円）の範囲内において使用の目的、内容、面積等を勘案して知事が定める額

(2) 3トンを超え6トン以下の重量については、当該重量に対し810円	は、当該重量に対し <u>874円</u>
(3) 6トンを超え23トン以下の重量については、1トンごとに30円	(3) 6トンを超え23トン以下の重量については、1トンごとに <u>32円</u>
2 23トンを超える航空機	2 23トンを超える航空機
(1) 25トン以下の重量については、1トンごとに90円	(1) 25トン以下の重量については、1トンごとに <u>97円</u>
(2) 25トンを超え100トン以下の重量については、1トンごとに80円	(2) 25トンを超え100トン以下の重量については、1トンごとに <u>86円</u>
(3) 100トンを超える重量については、1トンごとに70円	(3) 100トンを超える重量については、1トンごとに <u>75円</u>

備考 略

別表第2（第17条関係）

1 土地

1平方メートル当たり1年1,241円（消費税法第6条第1項の規定により非課税とされる使用以外の使用にあっては、1,340円）の範囲内において使用の目的、内容、面積等を勘案して知事が定める額

2 建物その他の施設

区分			単位	金額	
航空機への乗降に係る施設	出発時		1時間につき	7,480円	
	到着時			8,780円	
特別待合室	空港の旅客ターミナル施設としての利用		全室1時間につき	5,500円	
			2分の1室1時間につき	3,300円	
	その他の利用	応接目的の利用	国際交流のための利用	全室1時間につき	2,750円
				2分の1室1時間につき	1,650円
	その他の利用	略	その他の利用	全室1時間につき	5,500円
				2分の1室1時間につき	3,300円
その他の施設	月を単位として使用する場合		使用面積1平方メートル1月につき	830円	
	略				

備考 略

2 建物その他の施設

区分			単位	金額	
航空機への乗降に係る施設	出発時		1時間につき	7,430円	
	到着時			8,730円	
特別待合室	空港の旅客ターミナル施設としての利用		全室1時間につき	5,400円	
			2分の1室1時間につき	3,240円	
	その他の利用	応接目的の利用	国際交流のための利用	全室1時間につき	2,700円
				2分の1室1時間につき	1,620円
	その他の利用	略	その他の利用	全室1時間につき	5,400円
				2分の1室1時間につき	3,240円
その他の施設	月を単位として使用する場合		使用面積1平方メートル1月につき	820円	
	略				

備考 略

(鳥取県手数料徴収条例の一部改正)

第21条 鳥取県手数料徴収条例(平成12年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 介護保険法(平成9年法律第123号)第69条の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修受講試験の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務(試験の問題の作成及び合格の基準の設定に関する事務に限る。次項第2号において「試験問題作成事務」という。) 1件につき<u>1,800円</u></p> <p>イ 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 介護保険法(平成9年法律第123号)第69条の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修受講試験の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務(試験の問題の作成及び合格の基準の設定に関する事務に限る。次項第2号において「試験問題作成事務」という。) 1件につき<u>700円</u></p> <p>イ 略</p>

(11の2)～(49) 略

(50) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第4条第1項の規定に基づく薬局の開設の許可 1件につき29,700円

(51) 略

(52) 医薬品医療機器等法第24条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可 1件につき29,700円

(53)・(54) 略

(55) 医薬品医療機器等法第36条の8第1項（医薬品医療機器等法第83条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づく登録販売者試験又は動物用医薬品登録販売者試験の実施 1件につき14,300円

(55の2) 略

(55の3) 医薬品医療機器等法第36条の8第2項（医薬品医療機器等法第83条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づく販売従事登録 1件につき7,200円

(55の4)～(92の9) 略

(93) 温泉法（昭和23年法律第125号）第3条第1項の規定に

(11の2)～(49) 略

(50) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第4条第1項の規定に基づく薬局の開設の許可 1件につき29,000円

(51) 略

(52) 医薬品医療機器等法第24条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可 1件につき29,000円

(53)・(54) 略

(55) 医薬品医療機器等法第36条の8第1項（医薬品医療機器等法第83条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づく登録販売者試験又は動物用医薬品登録販売者試験の実施 1件につき14,000円

(55の2) 略

(55の3) 医薬品医療機器等法第36条の8第2項（医薬品医療機器等法第83条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づく販売従事登録 1件につき7,100円

(55の4)～(92の9) 略

(93) 温泉法（昭和23年法律第125号）第3条第1項の規定に

基づく土地の掘削の許可 1件につき127,000円

(93の2)・(93の3) 略

(94) 温泉法第11条第1項の規定に基づくゆう出路の増掘又は動力の装置の許可 1件につき120,000円

(94の2)～(96) 略

(97) クリーニング業法第6条の規定に基づくクリーニング師の免許 1件につき5,700円

(98)・(99) 略

(100) クリーニング業法施行令第1条第3項の規定に基づくクリーニング師免許証の再交付 1件につき3,500円

(101)～(223) 略

(224) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づく家畜の検査のうち、監視伝染病の発生を予防するために行うもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア～オ 略

カ ヨーネ病

(ア) 酵素免疫測定法による検査 1件につき700円

(イ)・(ウ) 略

キ 牛ウイルス性下痢・粘膜病 1件につき700円

基づく土地の掘削の許可 1件につき120,000円

(93の2)・(93の3) 略

(94) 温泉法第11条第1項の規定に基づくゆう出路の増掘又は動力の装置の許可 1件につき110,000円

(94の2)～(96) 略

(97) クリーニング業法第6条の規定に基づくクリーニング師の免許 1件につき5,600円

(98)・(99) 略

(100) クリーニング業法施行令第1条第3項の規定に基づくクリーニング師免許証の再交付 1件につき3,400円

(101)～(223) 略

(224) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づく家畜の検査のうち、監視伝染病の発生を予防するために行うもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア～オ 略

カ ヨーネ病

(ア) 酵素免疫測定法による検査 1件につき680円

(イ)・(ウ) 略

キ 牛ウイルス性下痢・粘膜病 1件につき680円

(225)～(232) 略

(232の2) 牛に使用する飼料の分析 次に掲げる区分に応じ、
それぞれに定める額

ア 一般分析 1件につき1,000円

イ ミネラル分析 1件につき800円

(233)～(281の4) 略

(281の5) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「所有者不明土地法」という。）第13条第1項の規定に基づく土地使用权等の取得についての裁定又は所有者不明土地法第19条第3項の規定に基づく土地等使用权の存続期間の延長についての裁定 損失の補償金の見積額をそれぞれ次の表の左欄に掲げる金額に区分して、それぞれ同表の右欄に定める金額を合計した額

10万円以下の金額	27,000円
10万円を超え、100万円以下の金額	5万円に達するごとに2,700円
100万円を超え、500万円以下の金額	10万円に達するごとに3,400円
500万円を超え、2,000万円以下の金額	100万円に達するごとに3,500円
2,000万円を超え、1億円以下の金額	400万円に達するごとに4,800円

(225)～(232) 略

(232の2) 牛に使用する飼料の分析 1件につき700円

(233)～(281の4) 略

1億円を超える金額	0円
-----------	----

(281の6) 所有者不明土地法第32条第1項又は所有者不明土地法第37条第3項の規定に基づく特定所有者不明土地の収用又は使用についての裁定 損失の補償金の見積額をそれぞれ次の表の左欄に掲げる金額に区分して、それぞれ同表の右欄に定める金額を合計した額

10万円以下の金額	27,000円
10万円を超え、100万円以下の金額	5万円に達するごとに2,700円
100万円を超え、500万円以下の金額	10万円に達するごとに3,400円
500万円を超え、2,000万円以下の金額	100万円に達するごとに3,500円
2,000万円を超え、1億円以下の金額	400万円に達するごとに4,800円
1億円を超える金額	0円

(282)～(317) 略

(318) 教育職員免許法第5条第6項の規定に基づく教育職員の臨時免許状の授与 1件につき1,800円

(318の2) 教育職員免許法第5条の2第3項の規定に基づく

(282)～(317) 略

(318) 教育職員免許法第5条第6項の規定に基づく教育職員の臨時免許状の授与 1件につき1,700円

(318の2) 教育職員免許法第5条の2第3項の規定に基づく

特別支援学校の教員の免許状への新教育領域の追加 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 略

イ 臨時免許状に係るもの 1件につき1,800円

(319)・(319の2) 略

(319の3) 教育職員免許法第9条の2第5項の規定に基づく普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長 1件につき2,300円

(320) 教育職員免許法第15条の規定に基づく教育職員の免許状の書換交付又は再交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 免許状の書換交付 1件につき950円

イ 免許状の再交付 1件につき1,200円

(320の2)・(320の3) 略

(320の4) 平成19年改正法附則第2条第4項の規定に基づく修了確認期限の延期 1件につき2,300円

(320の5)～(328) 略

2 略

特別支援学校の教員の免許状への新教育領域の追加 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 略

イ 臨時免許状に係るもの 1件につき1,700円

(319)・(319の2) 略

(319の3) 教育職員免許法第9条の2第5項の規定に基づく普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長 1件につき2,200円

(320) 教育職員免許法第15条の規定に基づく教育職員の免許状の書換交付又は再交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 免許状の書換交付 1件につき870円

イ 免許状の再交付 1件につき1,100円

(320の2)・(320の3) 略

(320の4) 平成19年改正法附則第2条第4項の規定に基づく修了確認期限の延期 1件につき2,200円

(320の5)～(328) 略

2 略

(鳥取県警察手数料条例の一部改正)

第22条 鳥取県警察手数料条例（平成12年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(46) 略</p> <p>(47) 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条第1項の規定に基づく自動車の保管場所の確保を証する書面の交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 新たな書面の交付に係るもの 1件につき<u>2,300円</u></p> <p>イ 略</p> <p>(48)～(70) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(46) 略</p> <p>(47) 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条第1項の規定に基づく自動車の保管場所の確保を証する書面の交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 新たな書面の交付に係るもの 1件につき<u>2,100円</u></p> <p>イ 略</p> <p>(48)～(70) 略</p> <p>2 略</p>

(鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第23条 鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和52年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第13条関係）			別表（第13条関係）		
区分	金額		区分	金額	
	宿泊する場合	宿泊しない場合		宿泊する場合	宿泊しない場合
一般人	1人1泊につき <u>920円</u>	1人1日につき <u>460円</u>	一般人	1人1泊につき <u>900円</u>	1人1日につき <u>450円</u>

（鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部改正）

第24条 鳥取県営企業の設置等に関する条例（昭和41年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（料金）</p> <p>第7条 工業用水道の利用については、別表に定める金額に<u>100分の110</u>を乗じて得た金額の料金を徴収する。</p>	<p>（料金）</p> <p>第7条 工業用水道の利用については、別表に定める金額に<u>100分の108</u>を乗じて得た金額の料金を徴収する。</p>

(鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第25条 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例(昭和39年鳥取県条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(病院における使用料及び手数料の徴収)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の使用料又は手数料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項(同法第149条において準用する場合を含む。)の規定による厚生労働大臣の定め及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準(以下「診療報酬の算定方法」という。)により算定した額。ただし、消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により非課税とされる資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に係る利用にあつては、診療報酬の算定方法により算定した額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額</p>	<p>(病院における使用料及び手数料の徴収)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の使用料又は手数料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項(同法第149条において準用する場合を含む。)の規定による厚生労働大臣の定め及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準(以下「診療報酬の算定方法」という。)により算定した額。ただし、消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により非課税とされる資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に係る利用にあつては、診療報酬の算定方法により算定した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額</p>

(3) 健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項（同法第149条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項及び第75条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準（以下「食事療養費等算定基準」という。）により算定した額。ただし、消費税法第6条第1項の規定により非課税とされる資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に係る利用にあつては、食事療養費等算定基準により算定した額に100分の110を乗じて得た額

3 略

別表第1（第5条関係）

1 診断料、検査料等

区分	金額
健康診断	1件につき <u>4,730円</u>
障がいの程度に関する診断	1件につき <u>4,730円</u>
人間ドック	1件につき <u>44,000円</u>
脳ドック	1件につき <u>38,500円</u>
略	
死体検案	1件につき <u>10,230円</u>
変死体検案	1件につき <u>18,480円</u>
略	

(3) 健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項（同法第149条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項及び第75条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準（以下「食事療養費等算定基準」という。）により算定した額。ただし、消費税法第6条第1項の規定により非課税とされる資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に係る利用にあつては、食事療養費等算定基準により算定した額に100分の108を乗じて得た額

3 略

別表第1（第5条関係）

1 診断料、検査料等

区分	金額
健康診断	1件につき <u>4,644円</u>
障がいの程度に関する診断	1件につき <u>4,644円</u>
人間ドック	1件につき <u>43,200円</u>
脳ドック	1件につき <u>37,800円</u>
略	
死体検案	1件につき <u>10,044円</u>
変死体検案	1件につき <u>18,144円</u>
略	

2 略

3 不妊治療料

区分		金額
配偶者間人工授精（精子洗浄濃縮法）		1件につき <u>9,988円</u>
体外受精	採卵・採精	1件につき <u>51,700円</u>
	顕微授精	1件につき <u>38,500円</u>
	初期胚培養	1件につき <u>42,900円</u>
	胚盤胞培養	1件につき <u>56,100円</u>
	新鮮胚移植	1件につき <u>35,200円</u>
受精卵凍結保存		1件につき <u>44,000円</u>
凍結受精卵融解・移植		1件につき <u>66,000円</u>
精子凍結保存		1件につき <u>38,500円</u>

4 予防接種料

区分	金額
略	
診療報酬の算定方法に薬価が規定されている薬剤を使用する場合	診療報酬の算定方法により算定した薬剤料及び注射実施料の合計額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額に1の表の健康診断の項に定める金額を加えた額
その他の場合	使用する薬剤の購入価格（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）及び診療報酬の算定方法により算定した注射実施料の合計額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額に1の表の健康診断の項に定める

2 略

3 不妊治療料

区分		金額
配偶者間人工授精（精子洗浄濃縮法）		1件につき <u>9,806円</u>
体外受精	採卵・採精	1件につき <u>50,760円</u>
	顕微授精	1件につき <u>37,800円</u>
	初期胚培養	1件につき <u>42,120円</u>
	胚盤胞培養	1件につき <u>55,080円</u>
	新鮮胚移植	1件につき <u>34,560円</u>
受精卵凍結保存		1件につき <u>43,200円</u>
凍結受精卵融解・移植		1件につき <u>64,800円</u>
精子凍結保存		1件につき <u>37,800円</u>

4 予防接種料

区分	金額
略	
診療報酬の算定方法に薬価が規定されている薬剤を使用する場合	診療報酬の算定方法により算定した薬剤料及び注射実施料の合計額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額に1の表の健康診断の項に定める金額を加えた額
その他の場合	使用する薬剤の購入価格（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）及び診療報酬の算定方法により算定した注射実施料の合計額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額に1の表の健康診断の項に定める

金額を加えた額

5 略

6 特別入院施設料

区分			金額（1床1日につき）	
			非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に係るもの	非課税とされる助産に係る資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に係るもの
鳥取県立中央病院	個室	甲	9,000円	<u>9,900円</u>
		乙	7,000円	<u>7,700円</u>
		丙	5,000円	<u>5,500円</u>
鳥取県立厚生病院	個室		4,000円	<u>4,400円</u>

7 非紹介患者加算料

区分			金額	
			非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に係るもの	非課税とされる助産に係る資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に係るもの
選定療養のうち初診に係るもの	鳥取県立中央病院	医科	1回につき 5,000円	1回につき <u>5,500円</u>
		歯科	1回につき 3,000円	1回につき <u>3,300円</u>
	鳥取県立厚生病院		1回につき 1,500円	1回につき <u>1,650円</u>

金額を加えた額

5 略

6 特別入院施設料

区分			金額（1床1日につき）	
			非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に係るもの	非課税とされる助産に係る資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に係るもの
鳥取県立中央病院	個室	甲	9,000円	<u>9,720円</u>
		乙	7,000円	<u>7,560円</u>
		丙	5,000円	<u>5,400円</u>
鳥取県立厚生病院	個室		4,000円	<u>4,320円</u>

7 非紹介患者加算料

区分			金額	
			非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に係るもの	非課税とされる助産に係る資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に係るもの
選定療養のうち初診に係るもの	鳥取県立中央病院	医科	1回につき 5,000円	1回につき <u>5,400円</u>
		歯科	1回につき 3,000円	1回につき <u>3,240円</u>
	鳥取県立厚生病院		1回につき 1,500円	1回につき <u>1,620円</u>